

所沢市地域公共交通協議会について

1 地域公共交通協議会とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会で、本市における旅客サービスの持続可能な提供を確保するために必要な事項について協議することを目的としています。

2 主な所掌事務

地域公共交通計画の作成、実施に関する協議
乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する協議

3 委員の任期

令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日までの 2 年間
任期途中で交代があった場合には、前任者の残りの任期となります。

4 会議の開催予定

令和 8 年度は、3 回開催する予定です。

5 主な協議内容

- ・ 所沢市地域公共交通計画の改定について
- ・ 所沢市地域公共交通計画の進捗管理について
- ・ ところワゴンの見直しについて
- ・ ところバスの見直しについて